大阪市港区役所とＡＣワークス株式会社との事業連携に関する協定書（案）

大阪市（以下「甲」という。）とＡＣワークス株式会社（以下「乙」という。）は、次の条項について

互いに連携することに合意し、協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、甲と乙が連携協力のもとに、次条で定める様々な分野で相互に協力し、行政課題・地域課題の解決を図るとともに、市民や大阪市在住外国人への情報発信や地域活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、大阪市港区政に関する次の事項について連携・協力する。

（１）市民への情報発信に関すること

（２）大阪市在住外国人への情報発信に関すること

（３）地域活動の活性化に関すること

（４）その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

２　前項各号に掲げる具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（協定内容の変更）

第３条　甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は締結日より令和８年３月３１日までとする。

（協定の解除）

第５条　甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の１か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（その他）

第６条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙が記名の上、各１通を保有する。

令和５年　月　日

乙　大阪市西区土佐堀1丁目５番１１号

　　　　　　　　ＫＤＸ土佐堀ビル５Ｆ

ＡＣワークス株式会社

代表取締役 （自署）

甲　大阪市港区市岡１丁目１５番２５号

　　　大阪市

　　　協定締結担当者

　　　　大阪市港区長　（自署）